

## 第二回

### 参第一号

#### 青少年禁酒法（案）

第一条 この法律は、青少年を酒害から護り、心身の健全なる発達を期することを目的とする。

第二条 この法律において青少年とは、年齢二十五年未満の者をいう。

第三条 青少年は、酒類を飲用してはならない。

未成年者に対して親権を行う者又は親権者に代つてこれを監護する者は、未成年者の飲酒を知つたときは、これを制止しなければならない。

営業者でその業態上酒類を販売又は供与するものは、青少年の飲用に供することを知つて、酒類を販売又は供与してはならない。

第四条 前条の規定に違反した者は、警察官又は警察吏員において、これを戒告することができる。

前項の戒告に従わない者はこれを科料に処する。但し、前条第一項に違反した者が未成年者であるときはこの限りでない。

第五条 営業者が未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に対して前条の規定を適用する。但し、未成年者がその営業に関し成年者と同一の能力を有するときはこの限りでない。

営業者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が営業者の業務に関し、第三条第三項の規定に違反したときは、その行為者及び営業者に対して前条の規定を適用する。

#### 附 則

この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。但し、第三条第一項及びその違反による罰則の規定は、この法律施行の際年齢二十年以上に達している者に対しては、これを適用しない。

未成年者飲酒禁止法は、これを廃止する。

## 理 由

次期時代を担当する青少年を酒害から護り、その健全な発達を期するために、青少年の禁酒に関する法律を制定する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。